

大垣市保育者確保推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大垣市に保育士資格又は幼稚園教諭免許（以下保育者資格）という。）を有する保育者を確保し、定住を促進するため、大垣市に転入する保育者に対し、予算の範囲内において転入にかかる費用を補助することについて、大垣市補助金等交付規則（昭和46年規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保育者資格を有する者又は当該年度に保育者資格を取得予定の者であること。
- (2) 大垣市内の認可保育所、幼保連携型認定こども園、認可幼稚園、認定こども園及び小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）において、当該年度以降に常勤で新たに就労することが決定していること。
- (3) 申請年度又はその前年度に大垣市に転入していること。
- (4) 大垣住まいるサポート事業実施要綱（平成27年4月1日制定）及び大垣市三世代同居促進事業補助金交付要綱（平成26年4月1日制定）に基づく補助金の交付対象者でないこと。
- (5) この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額等)

第3条 補助対象となる費用は、対象者が引越しのために支払った費用のうち、対象者及びその家族の転出元から転入先までの交通費、入居前後の宿泊費、飲食費、交際費等を除いたもの（以下「転入費用」という。）とする。

2 補助金額は、転入費用の額（10万円を上限とする。）とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、大垣市保育者確保推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、保育者資格を取得予定の者は、保育者資格又はそれに準ずる証明等が発行され次第速やかに保育者資格を証する物の写しを提出しなければならない。

- (1) 就労先が記入した大垣市保育者確保推進事業補助金就労証明書（第2号様式）
- (2) 保育者資格を証する物の写し

- (3) 転入費用の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、大垣市保育者確保推進事業補助金交付決定通知書（第3号様式）を前条の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項の決定を受けた者は、同条第2項の通知に係る補助金の交付決定の内容に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る前条第1項の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の請求等)

第7条 第5条第1項の決定を受けた者は、速やかに、大垣市保育者確保推進事業補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の交付決定の取消通知書（第5号様式）を通知し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

大垣市長 様

申請者 住所
氏名
(連絡先電話番号)

大垣市保育者確保推進事業補助金交付申請書

大垣市保育者確保推進事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり申請します。なお、この事業に必要な住民基本台帳等を閲覧することに同意します。

1 新住所	大垣市 町 丁目 番地
2 前住所	
3 転入費用	合計 円 (内訳 円 円 円)
4 交付申請額	円
5 勤務する保育所等	
6 就労形態	正規職員・臨時職員・その他 ()
7 就労開始年月日	年 月 日
8 保育者資格	有 ・ 取得見込み
9 添付書類	1 就労証明書 2 保育者資格を証する物の写し 3 転入費用のわかる領収書の写し 4 その他 ()

※ただし、保育者資格を取得予定の者は、保育者資格又はそれに準ずる証明等が発行され次第速やかに提出するものとする。

大垣市保育者確保推進事業補助金就労証明書

就労者 住所

氏名 _____

(雇用主記載欄)

就労先保育施設名	
就労先保育施設所在地	
就労形態	正規職員・臨時職員・その他（ ）
保育者資格の有無	有 ・ 取得見込み
採用年月日	年 月 日
勤務日	週に（ ）日勤務
① 就労時間	時 分～ 時 分（1日実働 時間）
② 月の平均就労日数	日
③ その他	
上記の事項について事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 雇用主 (事業主) 所在地 _____ 法人名 _____ 代表者名 _____	

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

様

大垣市長

印

大垣市保育者確保推進事業補助金（交付決定・却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、大垣市保育者確保推進事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

- 1 決定の内容 交付決定 ・ 却下
- 2 交 付 申 請 額 _____ 円
- 3 交 付 決 定 額 _____ 円
- 4 転入費用の内訳
- 5 却下の理由

第 4 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

大垣市長 様

申請者 住所

氏名 印

大垣市保育者確保推進事業補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定通知を受けた補助金について、大垣市保育者確保推進事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。なお、口座振替払通知書の送付は必要ありません。

1 請求額		
2 交付決定額		
3 振込先	金融機関名	
	支店名	
	口座番号	普通 当座
	口座名義	フリガナ

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

様

大垣市長

印

補助金の交付決定の取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあった補助金については、大垣市保育者確保推進事業補助金交付要綱第8条の規定により交付決定を取り消したので通知します。

1 補助金の名称 大垣市保育者確保推進事業補助金

2 取 消 理 由

3 交 付 決 定 の 額 _____円

4 交 付 済 額 _____円

5 返 還 額 _____円

6 返 還 期 限 年 月 日